北九州市いじめ防止基本方針

平成２６年　６月
平成２７年　７月　改定
平成２９年１１月　改定
令和　２年　３月　改定
令和　５年　３月　改定

北九州市

目　　次

はじめに　・・・　１

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項　・・・　１
　１　いじめ防止対策推進法制定の意義　・・・　１
　２　いじめ防止等の対策に関する基本理念　・・・　１
　３　法が規定するいじめ防止等への組織的対応　・・・　２
　４　国の基本方針の内容　・・・　２
　５　いじめの定義　・・・　３
　６　いじめの理解　・・・　４
　７　いじめ防止等に関する基本的考え方　・・・　４

第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項　・・・　６
　１　いじめ防止等に対する市の施策　・・・　６
　　⑴　いじめ防止等のための組織の設置等　・・・　６
　　⑵　法に基づく取組状況の把握と検証　・・・　６
　　⑶　いじめ防止等のために市・教育委員会が実施する施策　・・・　７

　２　いじめ防止等に対する学校の施策　・・・　９
　　⑴　学校いじめ防止基本方針の策定　・・・　９
　　⑵　いじめの防止等の対策のための組織　・・・　１０
　　⑶　学校におけるいじめ防止等に関する措置　・・・　１１

　３　重大事態への対処　・・・　１５
　　⑴　重大事態の意味　・・・　１５
　　⑵　教育委員会又は学校による調査　・・・　１５
　　⑶　調査結果の提供及び報告　・・・　１８
　　⑷　調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置　・・・　１９

第３　その他いじめの防止等のための対策に関する事項　・・・　１９

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるもので、人権にかかわる重要な問題である。

北九州市は、児童生徒一人一人の人権を守り尊厳を保持する目的の下、市・学校・市民・家庭その他の関係者が連携しながら、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第１２条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、「北九州市いじめ防止基本方針」としてまとめ、ここに策定する。

第１　いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子供に影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成２５年６月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

２　いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなけれ

ばならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3　法が規定するいじめの防止等への組織的対策

⑴　基本方針の策定

国、地方公共団体、学校は、それぞれ「国の基本方針」「地方いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」を策定する

※　国、学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

⑵　いじめ防止等のための組織等

①　地方公共団体は、学校・教育委員会・児童相談所・法務局又は地方法務局・都道府県警察その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができる。
（法第１４条第１項）

②　教育委員会は、「いじめ問題対策連絡協議会」との連携の下に「地方いじめ防止基本方針」に基づく対策を実効的に行うため、「附属機関」を置くことができる。
（法第１４条第３項）

③　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を置くものとする。
（法第２２条）

④　学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
（法第２８条）

⑤　地方公共団体の長等は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「附属機関」を設けて調査を行う等の方法により、学校の設置者又は学校の調査の結果について調査を行うことができる
（法第２９条～第３２条第２項）
（以下、上記①～⑤の連絡協議会、附属機関、組織をあわせて「組織等」という）

4　国の基本方針の内容

国の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

国の基本方針の実現には、学校・地方公共団体・社会に法の意義を普及啓発し、いじめに対

する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証の実施が必要である。

５　いじめの定義

（定義）
第２条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
２　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
３　この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
４　この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第２２条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第２２条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

６　いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校４年生から中学校３年生までの６年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は１割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も１割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

７　いじめ防止等に関する基本的な考え

⑴　いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問

題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について国民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

⑵　いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

⑶　いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

⑷　地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばＰＴＡや地域の関係団体等と学校関係者が、じめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

⑸　関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関、都道府県私立学校主管部局等を想定）との適切な連携が必要であり、警察、児童相談所、法務局等の人権擁護機関等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要である。

第２　いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

１　いじめの防止等に対する市の施策

⑴　いじめの防止等のための組織の設置等

①　北九州市いじめ防止基本方針の策定

②　組織等の設置

ア　「北九州市いじめ・非行防止連絡会議」

いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、法第　１４条第１項の規定の趣旨を踏まえ、学校、教育委員会、子ども総合センター（児童相談所）、法務局、警察、少年サポートセンター、郵便局、その他の関係機関・団体で構成する「北九州市いじめ・非行防止連絡会議」を設置し、いじめの防止等に係る対策について検討する。

イ　「北九州市いじめ問題専門委員会」

本市の方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、法第１４条第３項の規定を踏まえ、教育委員会に付属機関の「北九州市いじめ問題専門委員会」を設置する。当付属機関は、国の基本方針において、法第２８条第１項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の調査組織とすることが望ましいとされていることから、その調査組織を兼ねるものとする。そのため、組織の構成は、調査を前提として、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者、その他教育委員会が適当と認める者で構成することを基本とする。なお、調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

⑵　法に基づく取組状況の把握と検証

教育委員会に設置した付属機関の「北九州市いじめ問題専門委員会」において、本方針に基づく学校のいじめの問題への取組状況を調査するとともに、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、その結果を指導の改善に生かすよう学校を指導する。

⑶　いじめの防止等のために市・教育委員会が実施する施策

ア　いじめを生まない教育活動の推進

・　いじめの防止等の重要性に対する児童生徒の理解を深めるとともに、児童会や生徒会等によるいじめの防止に向けた自主的取組を促進するために、本市では毎年９月を「いじめ防止強化月間」と設定している。特に、この期間において取り組む内容を、各中学校区の児童会、生徒会の代表児童生徒等が集まり話合いで決める等、児童生徒による主体的な活動を行ういじめ防止の取組の充実を促す。

・　児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を取り入れた道徳教育、や心の教育の推進、ふれあい合宿、自然教室等の体験的・実践的活動の推進、学級活動の充実を促す。

・　児童生徒のコミュニケーション能力を育むため、「新版いのち」「北九州子どもつながりプログラム」を活用するなど、いじめを生まない取組の充実を促す。

イ　いじめの早期発見

・　児童生徒が発するいじめのサインを見逃さないようにするなど、いじめのサインと早期発見の方法などをきめ細かく整理した、「これからの生徒指導の推進に当たって～生徒指導実践資料集第４集～」を適宜改訂し、教職員における活用を促す。

・　いじめに関するアンケートの定期的な実施や教育相談活動の実施等の取組を周知する。なお、学期に１回以上の「いじめの実態把握に特化したアンケート」や教育相談の実施、９月に教育委員会作成アンケートの実施・面談等の取組の充実を促す。

・　法が規定するいじめの通報・相談の徹底と認知したいじめへの迅速で的確な対応を図るため、学校で認知したいじめに関する教育委員会への報告体制の整備に努める。

・　各学校において、スマートフォンや携帯電話、パソコン等のインターネットやメール利用に関する研修会等を開催するなど、いじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の徹底やいじめに関する指導の充実に努めるとともに、保護者への啓発を推進することにより、インターネット・リテラシーの向上に努める。

・　学校非公式サイト、ブログ、ツイッター等への誹謗中傷の書き込みなど、ネットを通じて行われるいじめに対し、早期発見・早期対応のためネットパトロールを実施する。

・　市内郵便局と連携した「子どもの見守り活動（ポスト･パトロール・ネットワーク）」など、地域との連携によるいじめの未然防止、早期発見を行う。

ウ　いじめへの対処

・　いじめがあると思われる場合の事実関係の把握など、いじめの早期対応に必要な事項などをきめ細かく整理した、教育委員会作成の教職員用の指導書「これからの生徒指導の推進に当たって～生徒指導実践資料集第４集～」を適宜改訂し、教職員における活用の推進を図る。

・　校内いじめ問題対策委員会」を月１回開催する等、学校におけるいじめの問題への組織的指導体制を整備するよう指導・助言を行う。

・　担当指導主事による学校訪問で事案に対する指導・助言を行う。

・　出席停止制度等の適切な運用及び毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行っ

た児童生徒への指導及び再発防止を推進する。

- 必要がある場合は、教育委員会に設置した付属機関の「北九州市いじめ問題専門委員会」により調査を行う。
- 解決困難な問題への対応については、中立的な視点から法的助言を受けられる弁護士（スクールロイヤー）を活用することで問題の早期解決を図る。

エ　児童生徒理解と教育相談体制の整備

- スクールカウンセラーを全中学校に配置・全小学校へ派遣、全特別支援学校・高等専修学校に配置するとともに、学校からの要望に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し相談活動の充実を図る。
- 子ども総合センター作成の相談窓口紹介カード（「２４時間子ども相談ホットライン」）の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。
- 学校の求めに応じて派遣される人材の確保等必要な措置のため、関係機関・団体との連携をより一層強化する。

オ　教員研修の充実

- 全ての教職員の共通理解を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を講師として事例研究やカウンセリング演習を行い、教職員のカウンセリング能力の向上に努める等、年に複数回のいじめの問題や対人スキルアップ、生涯にわたるメンタルヘルスの基礎（自殺予防教育）等に関する校内研修を実施するよう促す。
- 生徒指導主事・主任会議における研修を充実させるとともに、指導主事の学校訪問による生徒指導に関する研修等の一層の充実を図る。
- 全市一斉いじめに関するアンケートの実施・集約・分析・検証を行い、校・園長会議や生徒指導主事・主任会議において、本市におけるいじめの現状について研修会を行う。

カ　家庭や地域との連携

- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、啓発リーフレットの家庭への配布や相談窓口紹介カード（「２４時間子ども相談ホットライン」）の配布など家庭への支援を継続し、啓発活動の推進に努める。
- スマートフォンや携帯電話、パソコン等によるインターネット利用を通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために、啓発リーフレット等において、ネットを通じて行われるいじめに関する内容のより一層の充実に努める。
- 市ＰＴＡ協議会によるいじめ防止に向けた取組の推進や地域での見守り活動の推進など、関係機関・団体と連携した取組の一層の充実に努める。

キ　関係機関との連携

- 福岡県警察、子ども総合センター（児童相談所）、法務局、郵便局などの関係機関との連携を図るため、日頃から情報交換や連絡会議の開催などに努め、情報共有できる体制を

構築する。

ク　重大事態への対処

→ｐ１５「３　事態への対処」を参照

ケ　適切な学校評価・教員評価

- 学校評価におけるいじめに関する項目については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況項目を位置付ける。評価報告書については教育委員会に提出することを求める。
- いじめの取組に関する評価は、学校いじめ防止基本方針に位置付けられたＰＤＣＡサイクル（計画→実行→評価→改善）に基づき行うよう必要な指導・助言を行う。
- 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かすよう必要な指導・助言を行う。
- 教員評価におけるいじめに関する項目については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に活かすよう必要な指導・助言を行う。

２　いじめの防止等に対する学校の施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として校長の強力なリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を策定し推進する。

学校いじめ防止基本方針に基づいた対応が徹底されることで、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。また、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

⑴　学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第１３条の規定に基づき、国や市の基本方針等を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を盛り込んだ「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの未然防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、いじめへの対処、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止や早期発見など、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

策定に当たっては、教育委員会が作成した「学校いじめ防止基本方針策定要領」等を参照する。加えて、検討する段階から学校評議員、ＰＴＡ役員、保護者等、地域の方の参画

や、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒や地域の意見を反映した方針とすることが有効と考えられる。

さらに、学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかを法第２２条に規定する組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというＰＤＣＡサイクルを盛り込んでおく必要がある。

なお、策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に説明し教育委員会にも提出する。

⑵　いじめの防止等の対策のための組織

法第２２条の規定に基づき、学校は、いじめの防止等のために、学校の中核となって組織的な対応を促進することを目的とした学校におけるいじめの防止等の組織を設置することとされている。

本市においては、これまでも組織的な学校体制の構築等に取り組んできており、既存の「校内いじめ問題対策委員会」等を活用した取組を継続する。

また、「校内いじめ問題対策委員会」等には、「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめ、可能な限り弁護士、医師、スクールサポーターなどの外部の専門家を加えることを、学校の実情に応じて校長が定める。

いじめの未然防止・早期発見の実行化とともに、教職員同士のつながり・同僚性を向上させるためには、場合によっては児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が校内いじめ問題対策委員会に参画し、当組織の機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。

当組織の主な役割として、次のようなものが考えられる。

【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種役割】

・　学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

・　学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

・　学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

（PDCA サイクルの実行を含む。）

⑶　学校におけるいじめ防止等に関する措置

学校及び教育委員会は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる（学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】や教育委員会作成「これからの生徒指導の推進に当たって～生徒指導実践事例集第４集～」参照）

ア　いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が他者への思いやりや、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことである。

加えて、児童生徒の自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要である。

そのため、教職員は共通理解の下、いじめを見逃したり助長したりすることのないよう、その指導の在り方に注意を払うなどいじめの問題への対応力の向上に努めながら、児童生徒が元気で明るく学校生活を送ることができる学校づくりを推進していくことが必要である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめの深刻化につながると認識する。

○　発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○　海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意

深く見守り、必要な支援を行う。

○　性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○　震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

○　経済的理由や家庭の状況により配慮が必要な児童生徒については、スクールソーシャルワーカー等を通じて福祉関係機関と連携するなど、一人一人に寄り添った支援を行う。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

イ　いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

そのため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要がある。あわせて、学校は、学期に１回以上の「いじめの実態把握に特化したアンケート」や教育相談の実施、９月に教育委員会作成アンケートの実施・面談等の取組により、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。また、児童生徒がいじめの相談がしやすい体制を整え、傍観者とならずいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させ、いじめの実態把握に取り組むことが必要である。

ウ　いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が抱え込まず、速やかに、かつ、組織的に対応することが重要であり、学校は教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、子ども総合センター（児童相談所）や警察等の関係機関とも連携の上対処することが必要である。学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、いじめに係る情報を校内いじめ問題対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

○　いじめられた児童生徒への対応

いじめられた児童生徒への対応にあたっては、被害児童生徒を守り通すという姿勢の下、以下のような対応及び支援を講じていく必要がある。

・　いじめの事実関係を正確に把握すると同時に校長に第一報を伝える。
・　いじめられた児童生徒の安全を確保するとともに、全面的な支援を行う。
・　校長、関係職員及び保護者に対して、把握した事実と今後の対応を伝える。

・　保護者と連携を図りながら、いじめられた児童生徒を支援する体制を整える。
・　犯罪と思われるいじめに関しては、警察等の関係機関と連携する。
・　いじめられた児童生徒の学級及び集団への適応を促進する。
・　いじめ認知後少なくとも３か月は、児童生徒の様子を含め状況を注視し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○　いじめた児童生徒への対応

いじめた児童生徒に対しては、家庭環境やその児童生徒の特性などに配慮し、以下のような措置を講じていく必要がある。

・　いじめの事実と経過を、複数の職員で確認すると同時に校長に第一報を伝える。
・　校長、関係職員及び保護者に対して、把握した事実関係を正確に伝える。
・　いじめの態様等により指導方針を立案し、職員間の共通理解を図る。
・　いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、スクール　カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、健全な人間関係を育むことができるような成長を促す。
・　規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導する。

○　周りの児童生徒に対しての指導の在り方

いじめの特徴の一つに、いじめを面白がって眺めたり、見ても止めようとしなかったり、あるいは見て見ぬふりをしたりして、誰にも発信しない児童生徒が多いことが指摘されている。いじめ問題は、加害・被害の関係児童生徒だけでなく、このような周りの児童生徒に対しても適切な指導をすることが必要である。

○　保護者への対応における配慮事項

保護者に対しては、以下のような対応を講じていく必要がある。

・　正確に把握した事実を、速やかに複数の教員で共有するとともに、できるだけ早く、家庭訪問等を行い、直接保護者に伝える。
・　今後の対応を伝えるとともに、保護者の願いを傾聴し、信頼関係の構築に努める。
・　新たに分かった事実や今後の対応方針を伝える。
・　加害・被害に関わらず、誠意をもって対応し、協働して問題解決を図る。
・　今後の学校での対応を伝え、家庭に理解と協力を依頼する。
・　なお、問題の深刻さや他の児童生徒への影響を考慮して、学級や学年もしくは全校での保護者会を開催することも考えられる。

エ　家庭や地域との連携

地域社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校と家庭、地域との連携が重要である。

保護者は、児童生徒の教育について第一義的責任を負うものであり、いじめの問題の重要性の認識を広め、いじめを許さないなどの規範意識を養うためには、家庭と緊密に連携することが必要である。また、児童生徒が日頃から、より多くの大人と関わることがいじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、地域の取組などへ児童生徒の参加を積極的に促すことも有効である。

学校は、校内いじめ問題に関する、保護者の責任についても知らせ、学校と保護者が連携・

協働する体制を構築する。

また学校は、校内いじめ問題対策組織の存在や構成員（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含む）、その活動内容等について、児童生徒・保護者等広く周知する。

オ　関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携することが重要である。

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、教育委員会との連携や、学校警察連絡協議会への参加や担当窓口の明確化等を引き続き行い、警察等関係機関との連携の強化に努める必要がある。

犯罪行為（触法行為を含む。）として取り扱われるべきいじめなど学校だけで対応しきれない場合は、警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める必要がある。また、保護者に対してあらかじめ周知しておくことも必要である。

特に、①学校の内外で発生した児童生徒の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案や②被害児童生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等は直ちに警察に通報・相談を行い、適切に、援助を求める必要がある。

なお、学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校・警察連絡員等）に相談・通報する必要がある。

児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する必要がある。

カ　適切な学校評価・教員評価

- いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- いじめの取組に関する評価は、学校いじめ防止基本方針に位置付けられたＰＤＣＡサイクルに基づき行う。
- 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かす。
- いじめに関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するので　はなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に活かす。

３　重大事態への対処

⑴　重大事態の意味

法第２８条第１項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態と規定している。

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

イ 法第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

（例）
- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

ウ 法第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手することが必要である。

エ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととらえる必要がある。学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

⑵　教育委員会又は学校による調査

いじめ重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月文部科学省）」により適切に対応する。

①　重大事態の発生と調査

ア　教育委員会における重大事態の調査

- 教育委員会は、重大事態が発生した場合、学校からの報告を受け、市長へ重大事態が発生した旨を報告する。
- 教育委員会は、重大事態が発生した場合、学校からの報告を受け、調査主体や調査

組織について判断した上で、事態への対処及び再発防止のための調査を行う。

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。
- 学校が調査主体となる場合であっても、法第２８条第３項の規定に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対し、必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行う。
- 調査の際には、当該重大事態の因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にすることに努める。

イ　学校における重大事態の発生と調査

- 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に事態発生について報告する。
- 学校は、教育委員会の判断に基づき調査主体となった場合、事態への対処及び再発防止のための調査を行う。当該重大事態の因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にするように努める。

②　調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに当該重大事態に係る調査を行う。教育委員会が調査を行う際には、設置した付属機関の「北九州市いじめ問題専門委員会」及びその臨時委員会が行う。

組織については、「北九州市いじめ問題専門委員会条例」や「北九州市いじめ問題専門委員会運営要綱」に従い、構成し運営する。

③　被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

調査を行う教育委員会又は学校は、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら明確に調査方針を説明しなければならない。具体的には、調査実施前に、調査の目的・目標、調査主体、調査時期や期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供などについて説明し、被害児童生徒・保護者との信頼関係の構築に努める。

④　事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。したがって、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で、教育委員会又は学校は、積極的に対応する。

ア　いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問票を使った調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めなければならない。

さらに、いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をすることが重要である。これらの調査を行うに当たっては、国が示している「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に学校を指導・支援したり、関係機関とより適切に連携したりして、対応することが必要である。

イ　いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡などにより、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などにより行う。

（自殺の背景調査における留意事項）

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第２８条第１項に規定する調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成２６年７月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）等、国が示す調査の指針を参考とする。

万一、児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケートや一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、

遺族と合意しておく。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うことが必要である。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。報道機関は、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺の連鎖の可能性などを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にして、報道の在り方には特別の注意をするように努め、教育委員会は、自殺に関する報道等に関して、積極的に報道機関に協力を求める。

④　その他の留意事項

法第２３条第２項の規定に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得る。

このことから、法第２８条第１項に規定する「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第２３条第２項の規定により行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、同条同項の規定に基づく措置により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。また、事案の重大性を踏まえ、教育委員会は学校と連携の上、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。さらに、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

⑶　調査結果の提供及び報告

①　いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説

明を行う。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

② 調査結果の報告

調査結果については、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

⑷ 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

（３）の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第２８条第１項の規定による調査の結果について調査（以下、「再調査」という。）を行うことができる。

再調査については、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者等で構成する付属機関の「北九州市いじめ問題再調査委員会」により行うこととする。なお、調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

第３　その他いじめの防止等のための対策に関する事項

本市は、当該基本方針の策定から３年の経過を目途に、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。